

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定による監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和6年2月16日

津市監査委員 小 津 直 久

津市監査委員 安 藤 友 昭

津市監査委員 安 井 広 伸

津市監査委員 岩 脇 圭 一

別紙のとおり

第1 監査の基準

監査委員は、津市監査基準（令和2年津市監査委員告示第3号）に準拠して監査を行った。

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

- 1 内部統制室
- 2 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- 3 危機管理部（危機管理課、防災室）
- 4 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、デジタル改革推進課）
- 5 市民部（市民課、市民交流課、男女共同参画室、地域連携課、人権課、アストプラザ）
- 6 スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、文化振興課）
- 7 環境部（環境政策課、環境保全課、環境事業課、環境施設課）
- 8 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、子育て推進課、こども支援課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課、地域医療推進室、新型コロナウイルスワクチン接種推進室）
- 9 商工観光部（商業振興労政課、経営支援課、企業誘致課、観光振興課）
- 10 農林水産部（農林水産政策課、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- 11 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- 12 建設部（建設政策課、事業調整室、用地・地籍調査推進課、建設整備課、河川排水推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- 13 ボートレース事業部（経営管理課、事業推進課）
- 14 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課）
- 15 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）

- 16 芸濃総合支所（地域振興課（棕本財産区を含む。））、市民福祉課）
- 17 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 18 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 19 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 20 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 21 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 22 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- 23 上下水道事業局（水道工務課、下水道工務課、水道施設課、安芸事業所、一志事業所、下水道施設課）
- 24 上下水道管理局（経営企画課、上下水道管理課、営業課）
- 25 消防本部（消防総務課、予防課、消防救急課、消防団統括室、通信指令課）、消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）
- 26 会計管理室
- 27 三重短期大学事務局（大学総務課、学生部、附属図書館）
- 28 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 29 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、津図書館）
- 30 選挙管理委員会事務局
- 31 監査事務局
- 32 農業委員会事務局

第3 監査の対象年度及び事項

原則として令和5年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、令和4年度以前のもものを対象に含めた。

第4 監査の期間

令和5年9月7日から令和6年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっては、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を

受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の区分

監査の結果については、次の区分を用いて講評するものとした。

- 1 勧告
法令、要綱等に反するとともに、故意又は重大な過失により著しく適正を欠く事項で、特に措置を講ずる必要があると認められるもの
- 2 指摘
 - (1) 法令、要綱等に明らかに反していると認められるもの
 - (2) 法令、要綱等に反してはいないものの、経済性、効率性及び有効性の観点に著しく反していると認められるもの
- 3 意見
経済性、効率性及び有効性の観点から改善が必要と認められるもの

第7 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようとし、本市の組織及び運営の合理化に努めていると認め、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

- 1 市民部
市民課

正確かつ公正な契約書の作成について（意見）

マイナンバーカードに係る２件の労働者派遣基本契約書（以下「契約書」という。）について、「比較対象労働者の待遇等に関する情報提供」に関する文書が綴じ込まれていなかった。

当該情報提供については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第２６条第７項において、労働者派遣の役務の提供を受けようとする者が、派遣元事業主に対し、法令で定める必要な情報を提供しなければならないとされており、同条第９項においては、情報提供がない場合、派遣元事業主は労働者派遣契約を締結してはならないとされている。

情報提供に関する文書は、別途、契約締結前に手交したとのことであったが、仕様書中に「別紙のとおり」と規定しており、当該文書は契約書に綴じ込むべき書類であることから、今後はこのようなことがないように、正確かつ公正な契約書の作成を徹底されたい。

2 健康福祉部

こども支援課

法令に基づく適正な債権管理について（指摘）

児童手当過年度返還金については、児童手当法第１３条の規定に基づき、返還対象となる児童手当の支給を、その後に支払うべき児童手当の内払とみなす支払調整を行っている。

当該処分は相手方に対する不利益処分となるため、行政不服審査法第８２条の規定に基づく不服申立てに係る教示及び行政事件訴訟法第４６条の規定に基づく処分の取消しの訴えに係る教示を記して通知すべきところ、これがなされていなかった。

一方で、不利益処分とはならない児童扶養手当過年度返還金に係る督促状には、これらの教示を記して通知していた。

その他の未収金に係る事務についても総点検を行い、法令に基づく適正な債権管理を徹底されたい。

3 商工観光部

観光振興課

補助事業者等の範囲の明確化及び補助金の周知・PRについて（意見）

津市商工業振興関係補助金のうち観光誘客活動支援事業補助金に

については、交付要綱において、補助事業者等の範囲を観光客誘客宣伝活動団体としている。

令和4年度は寺社の保存会に9万5,000円、漁業関連団体に45万円、事業の実行委員会に5万円を補助しているが、このうち寺社の保存会の会則や漁業関連団体の規約には、観光誘客宣伝活動団体であると判断できる記載はなく、漁業関連団体及び事業の実行委員会から提出された実績報告書に、誘客の具体的な実績は記載されていなかった。

については、本要綱における観光客誘客宣伝活動団体の定義は非常に曖昧であると言わざるを得なく、補助金の交付団体も固定化しており、特定団体を優遇しているとの疑念も持たれ兼ねない。

令和4年度から、補助金の交付に関しては公正公平な事務執行を図るため、補助金チェックシートに基づき審査を実施することになっているが、この背景の一つには、補助要件の拡大適用の防止があることから、補助事業者等の範囲を明確化するとともに、補助金の交付団体が固定化しないよう、当該補助金について、広く周知・PRを図られたい。

4 農林水産部

水産振興室

(1) 津市公印規則の遵守について（指摘）

令和5年度種苗養殖・放流事業補助金については、津市事務専決規程第5条の規定に基づき、部次長決裁により150万円の交付決定をしていた。

当該補助金交付決定通知書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないよう、同規則を遵守されたい。

(2) 水産施設整備事業費補助金過年度返還金の未収金対策について（意見）

水産施設整備事業費補助金過年度返還金53万7,102円については、債務者との納付交渉が難航しているため、当該債権が発生した平成22年度から一切回収はされていない。

については、これまでの訪問による納付交渉だけでなく、より実効

性ある方策を講じられたい。

5 芸濃総合支所

地域振興課

安易な緊急随契の再発防止について（意見）

令和4年12月の年末繁忙期を控え、錫杖湖水荘レストランの天井埋込型エアコンのブレーカーが度々落ち、漏電による火災のおそれがあるため、早急に修繕する必要があるとの理由から、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく緊急随契（契約金額19万8,000円）による修繕が執行されていた。

しかしながら、実際は、使用を停止している当該エアコンを修繕するのではなく、休園となっている明幼稚園の据置型エアコンを移設することで代替したものであり、漏電については、従前より点検業者から指摘を受けていたことを考慮すると、緊急随契をするまでの緊急性に欠ける上、支出科目を需用費（施設修繕料）としたことも適正さに欠けるものである。

令和3年9月28日付け総務部長、検査担当理事、建設部長連名通知「建築施設等の少額修繕に係る適正な事務の執行について」を再確認し、安易な緊急随契を行うことがないように、再発防止を徹底されたい。

6 一志総合支所

地域振興課

津市公印規則の遵守について（指摘）

令和5年度の津市とことめの里一志清掃業務委託については、津市支所及び出張所処務規程第9条の規定に基づき、副総合支所長決裁により184万8,000円の契約を締結していた。

当該契約書に使用する公印は、津市公印規則第3条の規定により、総務課が取り扱う市長印を使用すべきところ、課長専決事項の専用公印を使用していた。

今後は、このようなことがないように、同規則を遵守されたい。

7 教育委員会事務局

(1) 教育研究支援課

特色ある学校プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

特色ある学校プロジェクト事業については、市内50小学校の特色ある学校プロジェクト事業推進委員会（以下「委員会」という。）に対し、地域の特色を生かした教育活動に係る実施業務と学校の自主性自立性ある教育活動に係る実施業務を、各委員会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和4年度に各委員会が実施した体験学習等の講師に対する報償金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各委員会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて講師報償金の領収書を確認しているのであるから、市は各委員会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、講師報償金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

(2) 人権教育課

人権教育プロジェクト事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

人権教育プロジェクト事業については、市内20中学校区の人権教育校区連絡会（以下「連絡会」という。）に対し、市が指定する人権教育に関する業務を、各連絡会が主体となって計画立案する委託方式となっているが、令和4年度に各連絡会が実施した人権教育研修講師に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各連絡会となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて研修講師謝金の領収書を確認しているのであるから、市は各連絡会に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、研修講師謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

(3) 生涯学習課

ア 津市教育委員会事務局処務規程の遵守について（指摘）

令和4年度津市青少年育成市民会議活動補助金について、交付確定の額が135万3,000円であるため、津市教育委員会事務局処務規程第5条において準用する津市事務専決規程第5条の規定に

基づき、部次長決裁（100万円以上300万円未満）とすべきところ、担当副参事決裁となっていた。

今後はこのようなことがないよう、同規程を遵守されたい。

イ 放課後子供教室推進事業における適正な所得税等の源泉徴収について（指摘）

放課後子供教室推進事業については、市内5小学校区の団体に対し、放課後子供教室の運営に関する業務を委託しているが、令和4年度に各団体が支出した協働活動サポーター等に対する謝金について、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収がなされていなかった。

所得税法上の源泉徴収義務者は各団体となるものの、市が業務を委託し、実績報告書の提出を求めて謝金の支出を確認しているのであるから、市は各団体に対し、所得税等の源泉徴収について指導すべき立場にある。

当該事業において、謝金に係る所得税等の源泉徴収が適正に行われるよう対応されたい。

ウ 市営駐車場駐車券の適正な在庫管理の徹底について（指摘）

津市青少年センター利用者に配付する市営駐車場駐車券については、令和元年度末では38万7,400円の残高であったものが、令和4年度末では166万9,200円となっており、3年間で128万1,800円分増加していた。

駐車券が増加した要因は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用実績が50万2,400円であったのに対し、178万4,200円分を購入したことによるものである。

市営駐車場駐車券は金銭的な価値を有しており、公金と同等の適正な管理が求められることから、現有残高と使用見込みを十分に見極めた上で予算計上を行い、適正な在庫管理を徹底されたい。

(4) 津図書館

適正な公文書の作成について（意見）

河芸図書館ガラス取替修繕（緊急修繕）及び久居ふるさと文学館空調設備緊急修繕について、いずれも修繕事案が発生した当日の日付で、緊急修繕執行伺い決裁、契約締結伺い決裁、受注者と請書による契約締結がなされていた。

河芸図書館ガラス取替修繕については、修繕事案発生日の約1か

月後に取替が実施されていること、久居ふるさと文学館空調設備緊急修繕については、修繕事案発生日の9日後の日付で正式な見積書が提出されていることを鑑みれば、いずれも受注者が修繕事案発生日に見積書を提出していたとは考えられず、予定価格調書の作成、契約締結伺い決裁については、実際の日付とは異なる日付で作成されたものと言わざるを得ない。

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定は、緊急の必要により競争入札に付することができない場合、相手方を特定して随意契約できることを意味するものであって、本件事案については、一定の見積期間が必要となっていたものである。

公文書の適正管理の重要性を再認識し、緊急修繕であっても事案に応じた一定の見積期間を確保した上で、実際の日付に即した正確で適正な公文書を作成されたい。

第8 監査意見

本件監査の結果に基づき、次のとおり意見するものである。

1 津市会計規則の遵守について

令和4年度の定期監査において、令和3年度中の委託料の支払を失念し、令和4年度に過年度支出している所属が確認された。これは、契約締結したときに支出負担行為をしていれば、出納整理期間中の決算に向けた確認作業において未然に防ぐことができたものである。

そこで、本件監査において、津市会計規則第26条に定める支出負担行為として整理する時期に支出負担行為がなされているか確認したところ、委託料については、契約締結のときに支出負担行為をする必要がある業務について、これがなされていないものが、多くの所属で多数確認された。補助金についても、交付決定のときに支出負担行為をするべきところ、なされていない所属が複数確認された。備品購入費でも契約締結のときに支出負担行為がなされていない所属が確認された。

また、歳入を収入するときの調定についても、国等から交付される補助金、交付金については、交付決定通知があったときに調定を行うべきところ、これがなされていない所属が複数確認された。

支出負担行為、調定は、会計事務の基本であるが、これが徹底されておらず、過年度支出や支払遅延、国・県への補助金等の請求漏れが発生

するリスクは、組織の中に潜んでいると言わざるを得ない。

過年度支出は、地方自治法施行令第165条の8の規定により認められてはいるものの、本来あってはならないものである。過年度支出に限らず、今後、会計事務に係る不手際を起こさぬよう、基本に立ち返り、津市会計規則を遵守した適正な会計事務を執行するよう徹底されたい。

2 統一仕様書等に基づく適正な契約事務の徹底について

各部局においては、多種多様な業務委託を発注しているが、同種業務について、これまで仕様書等の記載内容の調整を行っておらず、所属ごとに記載内容が異なっていた。このため、入札等への参加事業者の一部から、仕様書等の記載内容の統一について要望があり、調達契約課から消防用設備保守点検業務、空調設備保守点検業務及び労働者派遣業務に係る仕様書等のひな形が示された。

そこで、本件監査において、これらの業務が、統一した仕様書等のひな形を使用して適正な契約事務が行われているか確認したところ、調達契約課合議が必要な執行伺い決裁では統一仕様書を使用していたが、契約締結決裁、契約書原本の仕様書は、従前の仕様書を使用していた所属が確認された。

また、消防用設備保守点検業務については、多くの所属で、受注者から統一仕様書において業務着手前の提出書類としている工程表の提出を受けるべきところ、これを受領していなかった。労働者派遣業務については、監査結果において意見したとおり、労働者派遣基本契約書に綴じ込むべき書類を綴じ込んでいない所属が確認された。

同種業務において、記載すべき事項が統一された仕様書等のひな形を使用することは、より公正で適正な競争入札の執行に資するものであるから、対象業務を広げて行くことを望むが、統一された仕様書等のひな形を使用する各部局においては、この取組の意義、仕様書等のひな形の内容を十分に理解した上で、所管する施設、設備の実情に応じた仕様書等を作成し、適正な契約事務を執行するよう徹底されたい。

3 快適な施設環境の維持について

本件監査は、全部局を対象としており、各総合支所等の一部の出先機関では現地において監査を実施しているが、さらにその先には各地域の出張所、隣保館、公民館等の多数の施設があり、様々な行政サービスが提供されているところである。

そこには、市民のために日々働く職員がおり、行政運営を支えていることに思いを巡らせると、施設の老朽化は進む一方で、近年、特に出先機関において、需用費（施設修繕料）の予算削減が目につき、現場において、職員が自前で修繕している、必要な修繕を我慢しているという声があるのは、気掛かりである。快適さが損なわれている施設環境が続くと、市民サービスの低下につながるのみならず、職員の働く意欲の低下、労働生産性の低下につながりかねない。

津市職員安全衛生管理規程第3条において、任命権者は、快適な職場環境の実現と勤務条件の改善を通じて職場における職員の安全と健康を確保するため、必要な措置を講ずるものと規定されている。厳しい財政状況にあることは、決算審査等を通して理解はしているものの、快適な施設環境の維持にも十分に配慮した予算を確保するよう切に望むものである。